第3209号（2-2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 2月 13日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 事前確定給与を支給しなかった場合

Q： 当社は３月決算法人ですが、定額給与の他に当年12月と翌年６月に200万円ずつ支給する旨の届出を税務署に提出しようと思っています。この給与を届出どおり支給しなかった場合は、どうなりますか？

A：原則は全額損金不算入ですが、課税所得に影響を及ぼさない金額については、損金に算入することが認められます。

【解説】

定時定額給与以外の役員給与は、その給与の支給時期、支給金額を事前に決め、その金額を税務署に届け出をして、その届出どおりに支給した場合に損金算入が認められることとなっています。

したがって、届け出た金額と実際に支給した金額が異なる場合は、この要件に合致しないこととなりますので、原則として、その全額が損金不算入になりますが、２回以上支給がある場合には、次のように取り扱われることとなっています。

① 職務執行期間を一つの判定単位として判定する

② 届け出た給与を支給しなかった場合でも、直前の事業年度の課税所得に影響を与えないものであるときは直前の事業年度の給与は損金算入できる

（設例では）

12月に100万円、6月に200万円支給は全額損金不算入

12月に200万円、6月に100万円支給は6月支給の100万円のみ損金不算入